

平成19年度

横浜市地域密着型

サービス事業者等

集団指導講習会

横浜市健康福祉局

平成20年3月3日(月)

平成 19 年度 横浜市地域密着型サービス事業者等集団指導講習会

【日 時】平成 20 年 3 月 3 日(月)

午後 2 時 00 分から午後 5 時 00 分

【場 所】新都市ホール

次 第

- 1 あいさつ
- 2 地域密着型サービスの概要について
- 3 自己評価・外部評価について
- 4 運営推進会議について
- 5 19年度実地指導の状況について
- 6 介護給付の適正化について
- 7 高額医療・高額介護合算制度について
- 8 高齢者虐待防止法について
- 9 介護保険利用料の医療費控除及び高齢者の障害者控除について
- 10 その他

平成19年度 横浜市地域密着型サービス事業者等集団指導講習会

～ 資料目次 ～

1	地域密着型サービスの概要	
	・ 地域密着型サービスの創設の趣旨と基本的な考え方	1
	・ 指定の有効期間について	5
	・ 指定更新手続の流れ	6
	・ 指定更新手続に関するQ&A	7
2	「介護支援専門員」の資格確認について(通知)	11
3	自己評価・外部評価について	
	・ 指定後に自己・外部評価を行う時期等について	13
	(添付資料)小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業における自己評価について(通知)	
4	「地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領」 の制定について	25
	・ 横浜市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領	27
	・ 地域密着型サービス運営推進会議設置運営に関して	37
5	19年度実地指導の状況について	41
	・ 指導事例等	
6	介護給付の適正化について	45
	・ (介護予防)小規模多機能型 介護報酬請求チェック一覧表	46
	・ 厚生労働省「介護保険制度改正」INFORMATION vol. 27 抜粋	47
7	高額医療・高額介護合算制度について	49
8	高齢者虐待防止法について	51
9	介護保険を利用して支払った費用の医療費控除について	63
10	高齢者の障害者控除(認定書の発行)について	65
11	情報提供用メール配信システムの登録について	67
	・ 登録のお願い	
12	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正について	69
*	質問票	

I 地域密着型サービスの概要

1 地域密着型サービス創設の趣旨と基本的考え方

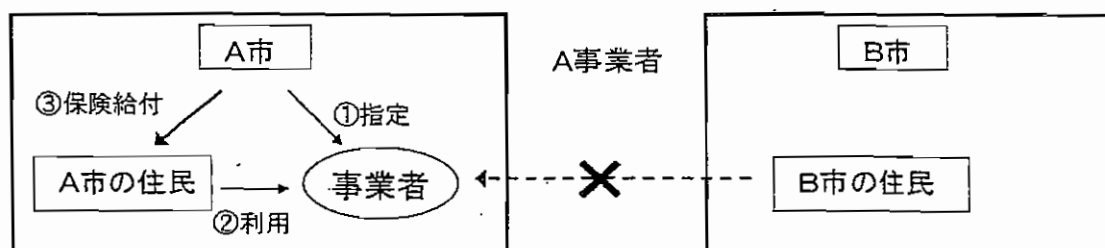
- 「地域密着型サービス」は、認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスを、新たに類型化し、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行うこととしたものである。
- 地域密着型サービスの対象となるのは、以下の6種類のサービスである。
 - ①小規模多機能型居宅介護
 - ②夜間対応型訪問介護
 - ③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム）
 - ④地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模（定員29人以下）の介護専用型特定施設）
 - ⑤認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
 - ⑥認知症対応型通所介護

2 地域密着型サービスの仕組み

(1) 原則として、所在市町村の住民の利用のみが保険給付の対象

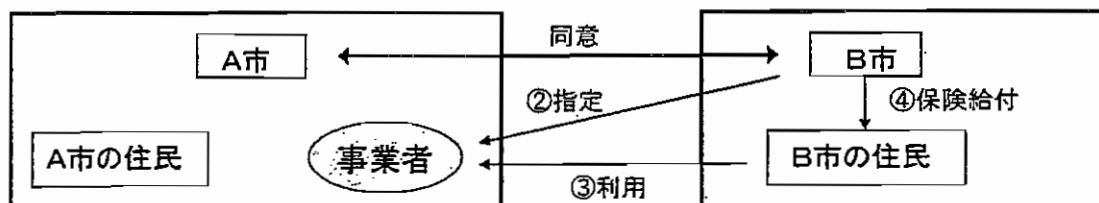
- 地域密着型サービスについては、市町村（保険者）が事業者指定を行い、原則として、当該市町村の住民（被保険者）のみが保険給付の対象となる。

【図1】



- なお、事業所所在の保険者（A市）の同意があった場合には、他の保険者（B市）も同事業所を指定でき、B市の住民も同事業所を利用できる仕組みとしている。

【図2】



（2）地域単位で適切なサービス基盤整備が可能

- 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護のような入所・居住系のサービスについては、市町村は、市町村（保険者）単位及びそれをさらに細かく分けた日常生活圏域単位ごとの利用定員総数を介護保険事業計画に定め、これを超える場合には指定をしないことができる。

これにより、地域密着型サービスの基盤整備が遅れているところでは、介護保険事業計画による計画的な整備が可能となり、逆に整備が進んでいるところでは、過剰な整備を抑えることが可能となっている。

- また、地域密着型サービスについては、事業者指定とともに、指導及び監督も市町村が行うこととなるため、市町村が主体となって地域密着型サービスの適切な運営を確保することが可能である。

（3）地域の実情に応じた報酬及び基準の設定が可能

- 地域密着型サービスについても、厚生労働大臣が報酬及び基準を定めるが、市町村（保険者）が一定の範囲内で変更することができることとしており、地域の実情に応じた報酬及び基準の設定が可能である。

【関係条文】 改正介護保険法

○第42条の2第4項

市町村は、第2項各号の規定にかかわらず、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、その額を超えない額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。

○第78条の4第4項

市町村は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める範囲内で、これらの規定に定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

(4) 公正かつ透明な仕組みとサービスの質の確保

- 事業所の指定又は指定拒否、指定基準又は介護報酬の変更を行うに当たっては、高齢者や事業者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等が参加する協議会（介護保険事業計画作成委員会等の活用も含む）の意見を聞くなど、公正かつ透明性の高い制度運営を確保することとしている。
- 市町村による事業所の指定及び指導監督については、「サービスの質の確保」を重視することが求められる。事業所の指定に当たっては、介護保険事業計画を踏まえた着実な基盤整備を進める観点から、サービス内容に関する適切な審査を行うとともに、指定後においても、サービスに関する情報開示の促進と適切な指導監督を行うことが必要である。なお、他のサービス類型と同様に、指定の更新制も設けられている。

【関係条文】 改正介護保険法

○第78条の2第6項

市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき又は前項第4号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

○第42条の2第5項

市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

○第78条の4第5項

市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

○第70条の2

第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

指定の有効期間について

2007/11/13

平成18年4月の介護保険法改正により、介護保険事業所の指定の効力に期限が定められ、有効期間満了前に更新手続きが必要となりました。

指定の有効期間は以下のようになっています。

なお、具体的には「指定の更新」のホームページ内にある「指定有効期間の確認」でご確認ください。

指定日（指定通知書をご確認ください）	指定有効期限
H12. 4. 1～H13. 3. 31 指定通知書の指定日が平成12年4月1日以前の場合は平成12年4月1日と読み替えてください	指定日から8年間
H13. 4. 1～H14. 3. 31	指定日から7年間
H14. 4. 1～	指定日から6年間

- (1) 平成18年4月の介護保険法改正に伴い地域密着型サービス事業所として「みなされた」事業所は、「みなし指定」の日ではなく、都道府県知事に指定申請を行い、指定を受けた日が指定日になります。
- (2) (1)のみなし指定を受けた事業所は、地域密着型介護予防サービスの最初の更新日は介護保険法が改正された平成18年4月1日を起算とするのではなく、地域密着型サービス同様、都道府県知事に指定申請を行い、指定を受けた日から起算することになります。
- (3) 平成18年4月の介護保険法改正で認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護を含む）の「みなし指定」を受けた事業所は、旧介護保険法のもとで、「痴呆専用単独/併設型通所介護費」の算定を開始した日にかかわらず、通所介護事業所として指定を受けた日が指定日になります。

<例>

①平成12年8月1日に認知症対応型共同生活介護の指定を受けた。なお、平成18年4月1日に介護予防認知症対応型共同生活介護の指定も受けている。

8年間が有効期間となり、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護とも平成20年7月31日が有効期間満了日となります。

②平成13年10月1日に通所介護の指定を受けた。その後、平成16年10月1日から痴呆専用単独型通所介護費の算定を開始した。なお、平成18年4月1日に介護予防認知症対応型通所介護の指定も受けている。

平成13年10月1日から起算する（この場合は7年間が有効期間）こととなり、平成20年9月30日が認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の有効期間満了日となります。

指定更新手続きの流れ

2007/12/6

指定更新手続きの流れはおおよそ次のようになります。

指定更新にかかる手続	
有効期間満了 の約4か月前	<p>更新に関する連絡【市 → 事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの「事業所」に対し、連絡します。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>連絡は運営法人ではなく、事業所に対して行いますので、管理者は適切に運営法人と連絡を取り合い、更新手続きの漏れがないように注意してください。</p> </div> <p>指定更新申込書の送付【事業所 → 市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の連絡があり次第、指定更新申込書をファックスで送付してください。後日、こちらの担当者から日程調整（申請書は来庁によりご提出いただきます（市外に所在する事業所は郵送））のための連絡をいたします。 ・事業所ごとに申込書を送付してください。 ・申込書の送付とあわせて、申請書類の確認・作成をしてください。
～	<p>指定更新申請書類の提出【事業所 → 市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的には有効期間満了の2か月前までに申請書類を完成していただきますが、チェックの結果、修正をお願いする点があることを考慮し、早めに申請書類を提出できるようご準備ください。
2か月前	<p>指定更新申請書類の提出期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、この段階で全ての書類が整っていることが必要です。 <p>指定更新申請書受理書の発行【市 → 事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類が揃った段階で、受理書を発行します。 <p>なお、この後申請事項に変更があった場合は、必ず担当者までご連絡ください。</p>
～	<p>指定についての被保険者の意見反映措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法上、地域密着型サービス事業者の指定を行おうとするときに、市町村は被保険者等の意見を聞くこととされています。 ・申請者が対応することはありません。
	<p>申請書類の最終確認【市 → 事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書提出後、変更事項がないか、職員の確保状況を中心に最終的な確認を行います。この時点で、書類の再提出をお願いすることがあります。 ・必要に応じ、事業所の現地確認を行います。
指定月1日	<p>指定通知書の送付【市 → 事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日に届くように（休庁日となる場合は前後します）指定通知書を発送します。

<指定更新手続きに関するQ&A>

問1 自分の事業所の有効期限を確認したいのだが、何を見れば確認できるのか。

以下のホームページで確認してください（事業所の所在地（横浜市内か横浜市外か）、指定日（平成18年4月1日以前かそれ以降か）により確認方法が異なります）。

<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/kourei/jigyousya/tiikimittiyaku/kousin/youkoukikan.html>

なお、指定日が平成19年4月1日以降の場合、指定通知書に「指定有効期間満了日」が記載されていますので、そちらで確認することができます。

問2 平成18年4月の介護保険法改正以前からグループホームを運営しているが、グループホームと介護予防グループホームの更新日は異なるのか。
(グループホーム：認知症対応型共同生活介護)

平成18年4月の法改正以前にグループホームの指定を受け、介護予防グループホームの指定を辞退していない事業所の最初の更新日はグループホーム、介護予防グループホームとも最初に都道府県知事から指定を受けた日から起算することになります。

そのため、両サービスを同時に更新することになります（県知事指定サービス（訪問介護等）とは異なります）。

なお、平成18年4月以降に、グループホームと介護予防グループホームを別々に指定を受けた場合は、両サービスの有効期限は異なりますので、ご注意ください。

問3 管理者や計画作成担当者の研修修了証や資格証の写しは変更届の際に提出しているものと変わりはなく、改めて提出が必要か？

改めてご提出ください。

問4 横浜市以外の利用者があるが、どうすればよいか？

その利用者の保険者に対しても指定更新の手続きを行う必要がありますので、当該保険者（市町村）に確認し、必ず指定更新手続きを行うようにしてください。

問5 指定更新手続きをしなかった場合はどうなるのか？

介護保険事業所としての効力を失うことになります。そのため、保険給付が受けられなくなってしまい、事業所の運営に大きな支障をきたすことになります。本市としても、各事業所に対し更新のご連絡を行う等、手続きが確実に進むよう、注意をしておりますが、各法人・事業所においても、更新期限を正確に把握し、確実に手続きができるよう準備をお願いします。

問6 法人で複数の事業所を運営しており、同一の受付期間に指定更新申請を行う事業所が複数ある。この場合、登記事項証明や誓約書等は、それぞれに原本が必要か？

更新の申請は事業所ごととなるため、原則として書類もそれぞれにご用意いただきます。しかしながら、上記のような場合、全てを原本とする必要はなく、原本1部+コピー（事業所数分）をご提出いただければ結構です。

その際、コピーの書類には、右肩の余白に原本を添付した事業所名、事業所番号を記入してください。

問7 指定更新申請書を提出した後に、記載事項に変更があった場合はどうすればよいか？

更新手続きを担当している（本市の）職員に対し、通常どおりの変更届を提出してください。ただし、介護従業者の変更等、通常変更届を必要としない変更については、変更届は不要です。

変更の都度、提出済の指定更新申請書等を修正する必要はありませんが、最終的には差し替え・修正をお願いすることもありますので、詳細は担当者でご相談ください。

なお、指定基準を満たすことが出来なくなる見込みが生じた場合は、至急担当者にご連絡ください。

問8 指定更新申請前に内容をチェックしていたら、変更届を提出していない事項があったが、どのように処理をしたらよいか？

速やかに変更届及び添付書類を提出してください。指定更新申請書類は、必ず変更後の内容で作成してください。

問9 指定更新申請時に指定通知書の原本を提出するのか？

原則として指定通知書の原本を提出していただきますが、以下に該当する場合は「写し」を提出してください。

①横浜市外に所在し、横浜市長名の指定を受けていない事業所の更新の場合（いわゆる「みなし指定事業所」）

②横浜市内に所在するが、一枚の指定通知書に複数のサービス種類が記載されており、そのサービスについて神奈川県にも指定の更新が必要となる場合

なお、指定通知書の原本提出後は、横浜市で受理書を発行しますので、指定通知書のコピーとあわせて保管してください。

問10 定款に記載された「目的」の条文に、地域密着型サービスが定款にないようだが、どのようにすべきか？

平成18年4月の法改正により、サービス区分が変更されています。例えば、法改正前は「認知症対応型共同生活介護」は「居宅サービス」と定義されていましたが、法改正後は「地域密着型サービス」とされた上、「介護予防認知症対応型共同生活介護」も創設されました。

そのため、定款も見直していただき、変更する必要があります。変更にあたっては、以下のページをご参照ください。

<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/kourei/jigyousya/tiikimittiyaku/zenpan/teikan.doc>

なお、更新申請までに変更が間に合わない場合は、変更予定を確認し、確約書を提出していただく予定です。詳細は手続の際に担当者にご確認ください。

問11 現在、人員基準を満たすことが出来ず、減算体制で事業を継続している。この場合も更新が可能か？

指定・運営基準を満たすことが出来ないと見込まれる場合は、指定の更新を受けることができません。直ちに基準を満たすよう是正が必要です。減算の体制となっていなくても基準を満たしていない状況がある場合は、申請時に必ず、担当者に状況を説明してください。

問12 指定の更新により事業所番号は変わるか？

事業所番号は変わりません。

問13 認知症対応型通所介護の更新にあたり、管理者が特別な研修を修了していないのだが、問題ないか。

原則は「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了している必要がありますが（注）、平成18年3月以前から当該認知症対応型通所介護事業所で管理者をしている方の場合は、研修を修了していなくても問題ありません。

（注）認知症対応型通所介護の管理者に新たに就く場合に修了しているべき研修

「認知症対応型サービス事業管理者研修」

ただし、平成18年3月31日までに、基礎課程又は実践者研修を修了した方で、平成18年3月31日に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム（認知症高齢者グループホーム管理者研修を修了している方に限る）の管理者であった方は、改めて上記研修を受講する必要はありません。

問14 グループホームの更新にあたり、管理者が基礎課程しか修了していないが、問題ないか。

平成18年3月以前から当該グループホームで管理者をしている方の場合は、問題ありません。

なお、基礎課程のみの修了者が新たな（他の）グループホームの管理者になろうとする場合は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を受講する必要があります。

問15 グループホームの更新にあたり、開設者は「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していなくてはいけないのか。

平成18年4月の介護保険法改正で、みなし指定を受けたグループホームの開設者は平成21年3月31日までに研修を修了していることが必要です（※）。

この前に更新期限を迎える場合は、更新の時点で必ずしも研修を修了している必要はありませんが、研修受講予定を確認させていただきますので、計画的に受講するようお願いいたします。

なお、平成21年3月31日までに明らかに受講ができない場合は、指定基準を満たすことができないことになり、更新できませんので、ご注意ください。

（※）横浜市以外が主催した同研修でも構いません。

（注）開設者が修了しているべき研修

「認知症対応型サービス事業開設者研修」

ただし、平成18年3月31日までに認知症高齢者グループホームの指定を受けた事業所の開設者は平成21年3月31日までに上記研修を修了していればよいとされています。

また、以下の研修を受けた者は、開設者として必要な研修を修了した者とみなします。

- ①実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修（以上3つは平成17年度に実施されたものに限る）
- ②基礎課程又は専門課程
- ③認知症介護指導者研修
- ④認知症高齢者グループホーム開設予定者研修

問16 介護保険事業所の更新にあわせて、改めて生活保護の指定介護機関の申請も行うのか。また、老人福祉法の届出も行うのか。

指定介護機関の申請、老人福祉法の届出いずれも不要です。

問17 横浜市外の事業所だが、書類は来庁により提出しなくてはならないか。

横浜市外に所在する事業所については、郵送により書類の受付をさせていただきます。来庁による提出と異なり、その場で軽易な修正等をお願いすることができないので、記載内容を十分に確認し、不明な点は担当にご確認の上、提出してください。

なお、受理書を送付しますので、返信用の封筒を必ず送付してください（定型80円）。

（平成19年12月6日追加）

平成 20 年 3 月 3 日

指定小規模多機能型居宅介護事業所 管理者様
指定認知症対応型共同生活介護事業所 管理者様

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課長
高齢施設課長

「介護支援専門員」の資格確認について（通知）

平素より、本市高齢福祉施策にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「介護支援専門員」については、平成 18 年 4 月の介護保険法改正により、資格更新制が導入されました。これにより、更新手続きがされていない場合は、有効期間満了日の翌日以降に当該業務に就くことはできません。

万が一、資格更新手続きを行わないまま有効期間満了日の翌日以降も介護支援専門員の業務に就いた場合は、事業所における運営基準違反となり、介護報酬返還等が生じることがあるとともに、当該職員については介護支援専門員資格の登録が削除されることとなりますのでご留意願います。

ついては、貴事業所の人員のうち、基準上「介護支援専門員」であることを要件としている計画作成担当者について、改めて資格証の確認を行ったうえで、必要に応じて代替人員等を確保し変更届を提出してください。

担当：健康福祉局高齢健康福祉課

TEL 045-671-2356

健康福祉局高齢施設課

TEL 045-671-3414

地域密着型サービスの外部サービス評価について

平成18年の介護保険法改正により創設された地域密着型サービスのうち、(介護予防)小規模多機能型居宅介護と(介護予防)認知症対応型共同生活介護については、自ら提供するサービスの自己評価及び外部評価が義務付けられました。

自己評価・・・職場全体で評価に取り組み改善点を明確にし、評価を具体的な改善に向けた契機とします。

外部評価・・・外部評価機関による一定項目に関する訪問調査・書面に基づく評価を行います。

1 外部評価を行う趣旨

自己評価の結果と外部評価の結果を対比し、異同について考察した上で総括的な評価を行うこととし、これによりサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の向上を図ります。

【外部評価のねらい】

評価作業の一連の過程を事業者が主体的に取り組み、評価結果をもとに具体的な改善や情報公開等に活かし、各事業所が良質なサービスの水準を確保し、向上を図っていきます。

- ・ 入居者及び家族の安心と満足を図ります。
- ・ ケアサービスの水準を一定以上に維持します。
- ・ 改善点を明確にし、改善に向けた関係者の自発的努力と体制づくりを促します。
- ・ 継続的に評価を行うことを通じて、関係者による自発的な研修等によるケアの向上を促す教育的効果
- ・ 事業所に対する社会的信頼性を高めます。

地域密着型サービスに対する評価は、〇がいくつと言ったようなランク付けや画一化を図るものではありません。

2 自己評価及び外部評価の結果を公表することが義務付けられています。

評価機関は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」を利用して、自己評価及び外部評価の結果(以下「評価結果」という。)を公表します。

事業者は、評価結果を、

- ① 利用申込者、その家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明します。
- ② 事業所内の見やすい場所に掲示したり、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示します。
- ③ 利用者及び利用者の家族へ送付等により提供をします。
- ④ 指定を受けた市町村に最終評価結果を提出します。
また、みなし等により他市町村の指定を受けた場合も同様の取扱いとなります。
- ⑤ 評価結果については、自ら設置する運営推進会議において出席者に説明します。

3 自己評価及び外部評価の頻度

事業者は、事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を受けるものとされています。

また、新規に開設する事業所については、開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を行い、開設後1年以内に外部評価の実施及び結果の公表を行なうこととなります。

なお、既に外部評価結果を公表している認知症対応型共同生活介護事業所においては、その評価結果を公表（事業所内の見やすい場所に掲示する等）した日から1年以内に、自己評価及び外部評価を実施し、公表することとなります。（19年度以降は、評価結果を市町村に提出し、受理された日から1年以内に評価を実施し、公表します。）

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所においては、ユニット数の増減により、事業所の運営状況が変化した場合には、市町村に体制の変更届を提出し受理された日が起算日となり、新規開設事業所と同様の扱いとなります。

（添付資料）

小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型共同生活介護事業における自己評価について（通知）

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」 (抜粋)

(1) 第 72 条第 2 項 (小規模多機能型居宅介護)

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(2) 第 97 条第 7 項 (認知症対応型共同生活介護)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」 (抜粋)

(1) 第 65 条第 2 項 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(2) 第 86 条第 2 項 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

神奈川県選定外部評価機関 (平成 19 年 6 月 1 日 現在)

選定番号	評価機関名	代表者名	所在地	電 話 F A X
1420040101	社会福祉法人神奈川県 社会福祉協議会	林 英樹	神奈川県横浜市 区社会福祉会館内	045-311-8746 045-312-6302
1420040102	社団法人かながわ福祉 サービス振興会	板橋 悟	中区本町 2-10 横浜大栄ビル 8 階	045-671-0294 045-671-0295
1420050901	株式会社 R-CORPORATION	倉内エリカ	神奈川県横浜市 3-30-8 S Y ビル 2F	045-319-0278 045-319-0268
1420051102	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブ ライフクラブナルク 神奈川県福祉サービス 第三者評価事業部	太田 善朗	港北区新吉田東 5-76-35	045-544-5947 045-544-5947
1420051101	福祉サービス第三者 評価機関しょうなん 株式会社フィールズ	関野 保	藤沢市鶴沼橋 1-2-4 ケ'スマファースト 3F	0466-29-9430 0466-29-2323

健高施第14号
平成19年4月5日

介護保険事業所開設法人代表者 様
小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様
認知症対応型生活介護事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局高齢施設課長
高齢健康福祉課長

小規模多機能型居宅介護事業・認知症対応型共同生活介護事業
における自己評価・外部評価について（通知）

日頃から、本市高齢者福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、平成18年10月17日付で厚生労働省から詳細が示され、新たに、評価結果については指定を受けた市町村に対して提出するとともに、市町村及び地域包括支援センターは、窓口等で評価結果について掲示等を行うこととなりました。

つきましては、本市においては次のとおり取り扱うこととしますので、よろしくお願いたします。

1 評価結果報告の流れ（別紙フロー図参照）

(1) 事業所は、外部評価結果が評価機関から届き次第、健康福祉局あてに①提出届とともに、②自己評価結果表、③外部評価結果表等を提出する。

提出先：(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所→高齢健康福祉課
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所→高齢施設課

(2) 健康福祉局は、提出届に受理印を押印して、事業者へ返送する。

(3) 健康福祉局は、提出届及び評価結果表の写しを、当該区に送付する。

(4) 区は、提出届及び評価結果表の写しを当該地域包括支援センターに提出する。

※ 他市町村から指定を受けている場合は、当該市町村にも提出してください。

※ 評価表の新旧を問わず、平成19年4月1日以降に評価結果が確定したものから適用します。(平成19年3月31日までに実施し、平成19年4月1日以降に評価結果が確定したものも対象とします。)

2 評価結果の公表について

(1) 健康福祉局、区、地域包括支援センターは、評価結果表等をファイリングし、市民等の求めに応じて閲覧できるようにする。

(2) 事業所は、評価結果を、

① 重要事項説明書に添付の上、説明する。

② 利用者及び利用者の家族へ手交・送付等により提供する。

③ 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示する等、広く開示する。

④ 運営推進会議において説明する。

(3) 評価機関は、「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」を利用して公開する。

3 自己評価・外部評価の実施頻度

(1) 既存事業所

これまでに実施した外部評価結果の公表日（市町村が受理した日。平成19年3月31日までにおいては、評価結果確定日）から1年以内に、自己評価・外部評価結果を市町村に提出し受理されること。

(2) 新規事業所

開設後、概ね6か月を経過した時点で自己評価を行い、開設後1年以内に外部評価を実施し、評価結果を市町村に提出し受理されること。

4 その他

(1) フロー図

別添「業務フロー図」のとおり

(2) 評価結果提出届

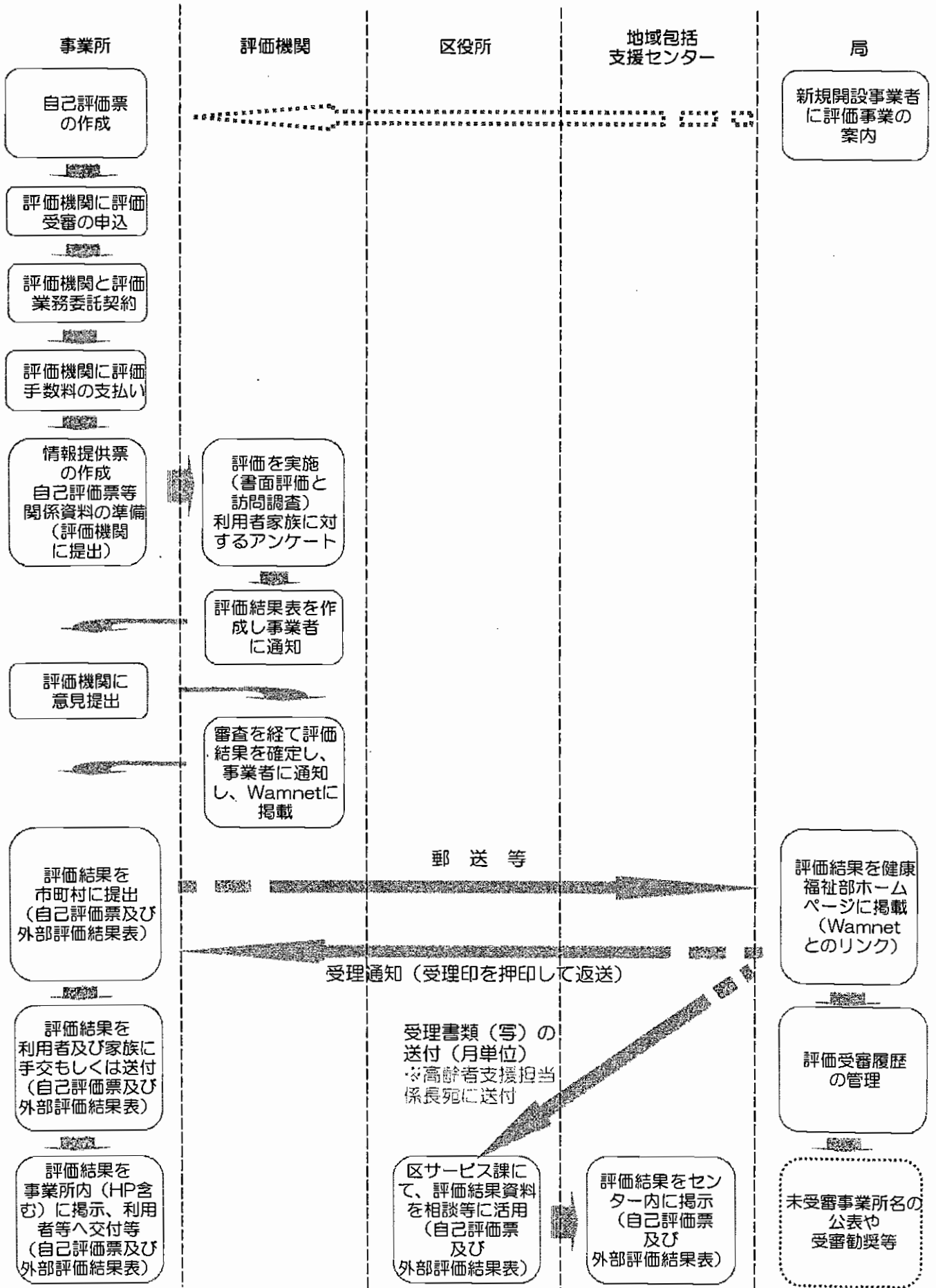
別添「サービス評価結果提出届」のとおり

(3) 法的根拠

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項に規定する自己評価・外部評価の実施について（平成18年10月17日付厚生労働省通知（老計発第1017001号））（抜粋）

(問い合わせ先) 高齢施設課 (TEL 671-3414)
高齢健康福祉課 (TEL 671-3413)

小規模多機能型居宅介護・認知症対応型生活介護における自己評価・外部評価 業務フロー図



健康福祉局高齢施設課 あて
健康福祉局高齢健康福祉課 あて

サービス評価結果提出届

次のとおり資料を添えて提出します。

サービス種別 (いずれかに○)	(介護予防)認知症対応型生活介護事業・(介護予防)小規模多機能型居宅介護		
事業所番号		事業所名	
事業所所在地			
担当者名 (連絡先)	電話 () FAX ()		
外部評価受審 結果表受理日	平成 年 月 日	市町村報告日	平成 年 月 日
添付資料	<input type="checkbox"/> 外部評価に係る評価概要表及び評価結果(詳細) <input type="checkbox"/> 自己評価票 <input type="checkbox"/> 返信用封筒(80円切手を貼った返信先明記の長3封筒。郵送の場合) <input type="checkbox"/> その他()		

サービス評価受審結果報告(返信欄)

開設法人代表者 様
管理者 様

健康福祉局高齢施設課長
健康福祉局高齢健康福祉課長

次のとおり、サービス評価結果報告書を受理しました。

報告書受理日	平成 年 月 日	次回外部評価報告期限	平成 年 月 日
--------	----------	------------	----------

※ この受理書は再発行しませんので、きちんと管理してください。

横浜市収受印

<問い合わせ先>横浜市 健康福祉局 高齢施設課・高齢健康福祉課

受付担当:

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL: 045- -

FAX: 045- -



老計発第1017001号
平成18年10月17日

各 都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長



「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について

標記については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス指定基準」という。）第72条第2項及び第97条第7項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス指定基準」という。）第65条第2項及び第86条第2項において、指定小規模多機能型居宅介護事業者もしくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び指定認知症対応型共同生活介護事業者もしくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に対し、自ら提供する介護サービスの質の評価（以下「自己評価」という。）を実施し、定期的に外部の者による評価（以下「外部評価」という。）を受け、それらの結果等を公表することが義務付けられたところであるが、それらに係る具体的な事項に関し、下記のとおり定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、該当事業所並びに各都道府県が選定する外部評価機関への周知をお願いしたい。

また、本通知の発出に伴い、「認知症高齢者グループホームの適正な普及について」（平成13年3月12日老計発第13号本職通知）、「認知症高齢者グループホームの自己評価項目の参考例等について」（平成14年1月28日老計発第3号本職通知）、「指定認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が提供するサービスの外部評価の実施について」（平成14年7月26日老計発第0726002号本職通知）、「認知症介護研究・研修東京センターが評価機関としての業務を行う際の具体的な手続等について」（平成14年7月31日老計発第0731001号本職通知）については、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 自己評価及び外部評価について

地域密着型サービス指定基準及び地域密着型介護予防サービス指定基準は、すべての小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（いずれも介護予防事業所を含む。以下同じ。）の事業者が常に遵守しなければならない最低ラインの基準であり、市町村の指導監査や立ち入り調査において遵守状況の点検がなされるものである。

自己評価及び外部評価の実施については、地域密着型サービス指定基準の第72条第2項及び第97条第7項及び地域密着型介護予防サービス指定基準第65条第2項及び第86条第2項に規定されたものであるが、自己評価は、サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導し、その内容及び範囲において、これらの指定基準を上回るものとして設定されるものであり、外部評価は、第三者による外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総合的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものである。

各事業者は、自己評価及び外部評価の実施及びそれらの結果の公表、自らのサービスの質の改善を常に図ることが、指定基準により義務付けされているので、利用者に対しサービスを提供するに当たって、すべての介護従業者に対し、十分に意識付けを図ることが重要である。

2 自己評価及び外部評価の頻度

事業者は、その事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を受けるものとする。

また、新規に開設する事業所については、開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を行い、開設後1年以内に外部評価の実施及び結果の公表を行うものとする。

なお、既に外部評価結果を公表している認知症対応型共同生活介護事業所においては、これまでに実施した外部評価の公表日（最終評価結果を市町村に提出し、受理された日をいう。）から1年以内に、自己評価及び外部評価を実施し、公表すること。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所においては、ユニット数の増減により、事業所の運営状況が変化した場合には、市町村が体制の変更届を受理した日を起算日として、新規開設の事業所と同様の扱いとする。

3 自己評価の実施

事業者は、各都道府県の定める自己評価に係る項目により、自ら提供するサービス等について、評価を行うものとする。評価を行うに当たっては、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者との協議して実施するものとする。なお、各都道府県の定める自己評価に係る項目の参考例については、別紙1のとおりであること。

4 外部評価の実施手続き

(1) 事業者から評価機関に対する申込み

ア 事業者が外部評価を受けようとするときは、都道府県から連絡先等について情報提供を受けている評価機関（各都道府県が管内の小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所に係る外部評価を適切に実施する能力があると認めて選定した法人をいう。以下同じ。）に申し込むこと。

イ 評価機関の具体的な要件及び選定手続等については、別紙2のとおりとすること。

また、評価機関が業務を行う際の実施要領及び各都道府県の定める外部評価に係る項目の参考例については、それぞれ別紙3及び別紙1のとおりであること。

(2) 評価機関による外部評価の実施

ア 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うこと。

イ 評価機関は、別紙3の参考例に基づき実施要領を定め、当該要領及び事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき外部評価を行うこと。

5 結果の公表について

ア 評価機関は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」を利用して、自己評価及び外部評価の結果（以下「評価結果」という。）を別紙4により公開すること。

イ 事業者は、評価結果を、

① 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。

② 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲

示するなどの方法により、広く開示すること。

③ 利用者及び利用者の家族へ手交もしくは送付等により提供を行うこと。

④ 指定を受けた市町村に対し、評価結果を提出すること。

この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市町村に対しても同様の取扱いとする。

⑤ 評価結果については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。

ウ 事業所が存する市町村は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、事業所から提出された評価結果を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町村の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うこと。

6 福祉サービス第三者評価との関係

福祉サービス第三者評価（社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいう。）については、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号）及び「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」について」（平成16年8月24日雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、老計発第0824001号）を発出し、福祉サービスに共通した評価基準の考え方、評価のポイント、評価の着眼点等を示したところであるが、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所については、本通知に基づく外部評価の実施をもって、上記通知にいう福祉サービス第三者評価を実施したものとみなすこととする。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局及び同局障害保健福祉部とも協議済みである旨、申し添える。

7. その他

各都道府県は、本通知の内容について、評価項目の見直し、小規模多機能型居宅介護事業所が外部評価の対象に新たに追加されたこと等を踏まえ、評価機関に対する適切な情報伝達を行うとともに、各評価機関と連携し、現在評価調査員として活動している者に対するフォローアップ研修等を開催するなどの対応をお願いしたい。

市内（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 管理者さま
市内（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 管理者さま
市内地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 施設長さま

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部長

「横浜市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領」の
制定について（送付）

平素より、本市福祉行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

介護保険法の改正に伴う地域密着型サービスの創設に伴い、同サービス事業所については地域との連携・交流を図り、サービスの質の確保を図る目的で、平成 18 年 4 月から各事業者が自ら運営推進会議を設置することが義務付けられました。

本市においては、事業所の数が非常に多いことと、区間や日常生活圏域間に事業所数の格差があることから、運営推進会議の設置・運営のあり方について検討を重ねてきました。

このたび、運営推進会議の設置及び運営について必要事項を定めた「横浜市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領」を制定しましたので、各事業所におかれましては要領に則って運営推進会議を設置し取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、委員等の選定にあたっては、必要に応じて事業所が所在する区役所と調整を図るようお願いいたします。

1 運営推進会議の概要

（1）開催単位

利用者のプライバシー確保の観点から、原則、事業所単位で会議を設置。

（2）開催頻度

おおむね 2 月に 1 回以上。

（3）委員

“利用者又は利用者の家族”区分から 2 人以上、“地域住民の代表者又は当該サービスに知見を有する者”区分から 2 人以上の、計 4 人以上。地域包括支援センター職員が状況に応じてオブザーバーとして参加。

（4）内容

委員に活動状況報告をし、その評価を受ける。また要望・助言を聴く。

2 報告について

- (1) 運営推進会議を設置した事業者は、速やかに「運営推進会議設置報告書」(第1号様式)を健康福祉局高齢施設課又は高齢健康福祉課に提出する。
- (2) 運営推進会議開催後は、活動状況報告書(第2号様式又は第3号様式)及び運営推進会議実施報告書(第4号様式)を各区サービス課へ提出する。

3 実施時期

平成19年7月から8月までに第1回目の運営推進会議が開催できるよう、委員の選定、出席依頼、利用者等への説明をお願いします。

担当：(小規模多機能型居宅介護)

健康福祉局高齢健康福祉課 TEL：045-671-2356
(認知症高齢者グループホーム、小規模特定施設)

健康福祉局高齢施設課 TEL：045-671-3414

横浜市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領

制定 平成19年5月18日 健高施第504号（課長決裁）

1 目的

この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第33号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第36号）に基づく運営推進会議の設置及び運営について必要な事項を定め、もって地域との連携・交流を図りサービスの質の確保を図ることを目的とする。

2 対象事業所

運営推進会議の設置が必要な事業所又は施設（以下「事業所等」という。）は、次の事業を実施する事業所等である。

- (1) 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- (3) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護
- (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

3 委員等

- (1) 運営推進会議の構成員（以下「委員」という。）は次のとおりとする。

ア 利用者又は利用者の家族

イ 地域住民の代表者又は当該サービスに知見を有する者

なお、オブザーバーとして、当該事業所等を管轄する地域包括支援センター職員等に出席を依頼することができる。

- (2) 委員数は、上記ア及びイの各分野から各2人以上（計4人以上）とする。

- (3) 「地域住民の代表者」とは自治会町内会役員等をいい、「当該サービスに知見を有する者」とは学識経験者、民生委員、地区社会福祉協議会役員、老人クラブ役員、他法人事業所施設等管理者、高齢者福祉施設等ボランティア、協力医療機関等の医師・看護師、その他高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者をいう。

- (4) 委員への就任依頼にあたっては、各事業者から依頼することとする。なお、「地域住民の代表者」への依頼にあたっては、必ず自治会長等と調整のうえ依頼する。

- (5) 運営推進会議の事務局は、当該事業者や事業所等の職員が務める。

- (6) 運営推進会議を設置した事業者は、速やかに「運営推進会議設置報告書」（第1号様式）を横浜市に提出するものとする。

4 開催単位及び頻度

- (1) 開催単位は、利用者のプライバシー確保の観点から、原則事業所等ごととする。ただし、地域包括支援センターが管轄する事業所等の数が多数である場合（概ね5か所以上）等は、区と相談の上、個別に調整することとする。

また、同一法人が運営する複数の事業所等が合築又は隣接等で併設されている場合には、1つの運営推進会議の設置をもって対応することも可能とする。

- (2) 開催頻度は、概ね2か月に1回以上とする。

5 開催場所

運営推進会議は、当該事業所等で開催することとする。ただし特別の事情によりやむを得ず当該事業所等で開催できない場合又は何らかの理由で他の場所で開催する必要がある場合にはこの限りではない。

6 議事内容

- (1) 事業所等は、活動状況報告書（第2号様式又は第3号様式）を作成し、それに基づいて運営状況について報告する。また、自己評価、外部評価を実施した際には、概要を直近の運営推進会議に報告する。
- (2) 事業所等は運営状況について評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴くこととする。あわせて、当該事業所等と地域との連携・交流に関することや、その他個別課題に関することについて意見交換を行う。
- (3) 事業所等は、運営推進会議の議事内容について、記録を作成する。
- (4) 関係者は、議論にあたっては、利用者個人のプライバシーに十分配慮するとともに、会議で知り得た個人に関する内容については守秘を徹底する。

7 関係機関等への報告及び公表

- (1) 事業所等は、委員又はオブザーバーが運営推進会議を欠席した場合には、活動状況報告書（様式2又は様式3）を送付することとし、かつ意見を徴することができるものとする。
- (2) 事業所等は、運営推進会議終了後速やかに、事業所等が存する区に対して活動状況報告書（第2号様式又は第3号様式）及び運営推進会議開催報告書（第4号様式）を提出する。
- (3) 事業所等は、活動状況報告書（第2号様式又は第3号様式）及び運営会議開催報告書（第4号様式）を公表することとし、事業所等の窓口で閲覧できるようにする。また、事業所等のホームページ等を活用し、公表の機会が増えるよう努めることとする。
- (4) 事業所等は、活動状況報告書（第2号様式又は第3号様式）及び運営推進会議開催報告書（第4号様式）を、その完結の日から2年間保存することとする。

8 様式

- (1) 活動状況報告書（第2号様式又は第3号様式）について、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所については第2号様式を用いることとし、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所については、第3号様式を用いることとする。
- (2) 様式の作成にあたっては、利用者等のプライバシーに十分に配慮する。

附 則

この要領は、平成19年5月18日から施行する。

運営推進会議設置報告書

当法人が設置運営する下記事業所について、次のとおり運営推進会議を設置します。

1 事業所名				
(所在地)				
(担当者、連絡先)				(電話)
2 設置運営法人				
(担当者、連絡先)				(電話)
3 運営推進会議メンバー				
区 分		氏 名	主な役職等	委員分野
委員	①			/
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
オブザーバー	①			
	②			
事務局	①			
	②			
	③			
4 原則開催場所				
5 第1回開催予定日				
<small>※</small> 6 定期開催予定日時				
<small>※定期開催する予定があればご記入ください。</small>				

(記載例)

第1号様式

平成19年 5月 1日

運営推進会議設置報告書

当法人が設置運営する下記事業所について、次のとおり運営推進会議を設置します。

1 事業所名		みなとホーム	
	(所在地)	中区港町1-1	
	(担当者、連絡先)	横浜太郎	(電話) 671-3661
2 設置運営法人		(有)高齢施設社	
	(担当者、連絡先)	港 二郎	(電話) 671-3414
3 運営推進会議メンバー			
	区 分	氏 名	主な役職等
委員	①	鶴見 一郎	入居者
	②	神奈川 二子	入居者家族
	③	西 三郎	みなと町自治会会長
	④	中 四子	民生委員
	⑤	南 五雄	特別養護老人ホーム「海岸通」副施設長
オブザーバー	①	港南 六代	山下町地域包括支援センター職員
事務局	①	保土ヶ谷 七美	みなとホーム管理者
	②	旭 八男	計画作成担当者
/			
4 原則開催場所		みなとホーム相談室	
5 第1回開催予定日		平成19年5月10日(木)	
6 定期開催予定日時		奇数月第二木曜日 午前10時～11時30分	
※定期開催する予定があればご記入ください。			

1 入居(所)者の状況(月1日現在) 人 (男性 人、女性 人)											
内 訳		要支援2 人	要介護1 人	要介護2 人	要介護3 人	要介護4 人	要介護5 人				
月	入居(所)	人	(特記事項)								
	退居(所)	人									
月	入居(所)	人									
	退居(所)	人									
2 主な活動、出来事											
月	日									
月	日									
月	日									
月	日									
月	日									
月	日									
月	日									
月	日									
3 事故等の状況											
月	日									
月	日									
月	日									
月	日									
4 職員の異動											
.....											
.....											
.....											
5 次期の主な活動予定											
月	日									
月	日									
月	日									
月	日									
月	日									
6 特記事項、その他											
①											
②											
③											
④											

(記載例)

第2号様式

認知症高齢者グループホーム「みなとホーム」活動状況報告書(平成19年 9月～10月分)

1 入居者の状況(11月1日現在)		18 人 (男性 3 人、女性 15 人)					
内 訳	要支援2 1 人	要介護1 3 人	要介護2 6 人	要介護3 4 人	要介護4 2 人	要介護5 2 人	
9月	入居 0 人	(特記事項)					
	退居 1 人						
10月	入居 1 人						
	退居 0 人						
2 主な活動、出来事							
9 月 2 日	防災訓練(中央消防署、港町自治会の協力を得て避難訓練、消火訓練を実施)						
9 月 15 日	敬老お祝い会(入居者17人、家族8人参加、めばえ保育園園児10人劇披露、行事昼食)						
10 月 2 日	外出(希望者8人、職員4人で関内神社祭り見物、関内「めろん」で昼食、15:00帰所)						
10 月 日	25日、26日 武田医院でインフルエンザ予防注射実施						
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
3 事故等の状況							
10 月 3 日	Aさん、22:30頃居室ベッド脇で転倒。右足の痛みを訴えるため海岸診療所に受診したところ、右足大腿骨頸部骨折の診断を受けたため、平成病院に入院。10月7日手術。						
10 月 14 日	Bさん、10:30頃散歩に出かけた二丁目公園付近で行方不明となる。12:00頃山田商店街を歩いているところを職員が発見し無事保護できた。						
4 職員の異動							
介護職員 佐藤恵子 9月1日付採用							
介護職員 太田春雄 9月30日付退職							
5 次期の主な活動予定							
11 月 15 日	横浜市健康福祉局及び港東区による実地指導						
11 月 20 日	18年度第3回家族懇談会						
12 月 23 日	クリスマス会(めばえ保育園園児来訪)						
月 日							
月 日							
6 特記事項、その他							
① 11月中に階段部分の滑り止め工事を実施する。							
② 個別服薬用薬品の管理方法を再検討する。							
③ 横浜市からノロウイルス及びインフルエンザのまん延防止に関する通知を受領する。							
④							

1 登録者の状況(11月1日現在)		21 人 (男性 7 人、女性 14 人)					
内 訳	要支援 人	要介護1 3 人	要介護2 4 人	要介護3 10 人	要介護4 3 人	要介護5 1 人	
9月	新規 0 人	10月	新規 2 人				
	取消 2 人		取消 0 人				

2 登録者別サービス提供回数							
登録者	9 月			10 月			備 考
	通い	泊まり	その他	通い	泊まり	その他	
ア	18 回	4 回	0 回	20 回	2 回	0 回	
イ	15	8	0	16	10	0	
ウ	4	0	0	6	2	0	9/10～10/7入院
エ	10	6	3	11	2	2	その他は訪問
オ	18	0	0	20	0	0	
カ	2	0	6	4	0	6	その他は電話安否確認
キ	11	1	0	15	0	0	
ク	13	2	0	18	1	0	
ケ	15	0	0	16	2	0	
コ	0	0	0	—	—	—	9/7体調不良のため登録取消
サ	17	5	0	18	1	0	
シ	14	1	0	15	0	0	
ス	5	2	0	—	—	—	9/25特養入所のため登録取消
セ	15	3	0	17	2	0	
ソ	16	0	0	18	3	0	
タ	18	2	0	19	0	0	
チ	14	2	0	14	5	0	
ツ	11	0	0	10	2	0	
テ	13	0	0	15	0	0	
ト	6	0	4	10	2	3	その他は訪問
ナ	13	0	0	15	2	0	
ニ	—	—	—	7	1	0	10/8新規登録
ヌ	—	—	—	2	0	0	10/24新規登録
ネ							
ノ							
ハ							
ヒ							
フ							
ヘ							
ホ							
平均	12	2	1	14	2	1	

3 事故の状況	
月 日	
月 日	
月 日	

4 特記事項、その他	
①	10月22日、18年度第2回家族会開催。11人参加
②	
③	
④	

1 登録者の状況(月1日現在)		人(男性		人、女性		人)						
内 訳	要支援	人	要介護1	人	要介護2	人	要介護3	人	要介護4	人	要介護5	人
月	新規	人	月	新規	人							
	取消	人		取消	人							

2 登録者別サービス提供回数							
登録者	月			月			備 考
	通い	泊まり	その他	通い	泊まり	その他	
ア	回	回	回	回	回	回	
イ							
ウ							
エ							
オ							
カ							
キ							
ク							
ケ							
コ							
サ							
シ							
ス							
セ							
ソ							
タ							
チ							
ツ							
テ							
ト							
ナ							
ニ							
ヌ							
ネ							
ノ							
ハ							
ヒ							
フ							
ヘ							
ホ							
平均							

3 事故の状況	
月 日	
月 日	
月 日	

4 特記事項、その他	
①	
②	
③	
④	

運営推進会議実施報告書

年 月 日

事業所名			
担当者		電話番号	
1 開催日時		年 月 日 ~	
2 開催場所			
3 出席者		出欠	
(1) 委員 人			(利用者・家族分野) (利用者・家族分野) (地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野) (地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
(2) オブザーバー 人			
(3) 事務局 人			
4 活動状況報告		別紙のとおり	
5 活動状況に関する評価			
6 要望、助言			
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
7 要望、助言に対する考え方			
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
8 その他特記事項			
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

(記載例)

第4号様式

運営推進会議実施報告書

平成 19 年 11 月 20 日

事業所名		小規模多機能型居宅介護事業所「ひなたぼっこ」	
担当者	鶴見 一郎	電話番号	111-2222
1 開催日時		19 年 11 月 15 日 14:00 ~15:00	
2 開催場所		ひなたぼっこ事務室	
3 出席者		出欠	
(1) 委員 5人		×	神奈川 とも子 (利用者・家族分野)
		○	西 肇 (利用者・家族分野)
		○	中 二郎 (地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
		○	南 みどり (地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
		○	港南 恵子 (地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
(2) オブザーバー 1人		○	保土ヶ谷 弘美 (横浜地域包括支援センター)
(3) 事務局 3人	管理者 旭 一郎 計画作成担当 磯子 恵美 介護職員 金沢 陽子		
4 活動状況報告		別紙のとおり	
5 活動状況に関する評価		今期の活動は概ね適切に実施されている。ただ、サービスの利用回数の少ない人への対応が必要である。	
6 主な要望、助言等		① 今期は、人によってサービス提供回数にばらつきがあるが、その理由は何か。 ② 地域との交流の工夫があってもよいのではないか。何か行事を考えているのか。 ③ 通いサービスにボランティアとして協力したいという人がいるが、どうしたらよいか。 ④ ⑤ ⑥ ⑦	
7 要望、助言に対する考え		① 体調等の事情によりサービス利用回数に差ができることはあり得るが、対応を考えたい。 ② 今後、施設内の行事について回覧などを通してお知らせし、協力をお願いしていきたい。 ③ ボランティアは是非お願いしたいので、とりあえず管理者まで御連絡をいただきたい。 ④ ⑤ ⑥ ⑦	
8 その他特記事項		① 登録者の増に向け、区のケアマネージャー会議で周知をお願いしていく。 ② 12月から指圧ができる方がボランティアで入ることになった。 ③ ④ ⑤ ⑥	

平成 19 年 8 月 3 日

法人代表者 様

市内認知症高齢者グループホーム管理者 様

市内小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様

健康福祉局高齢施設課長

地域密着型サービス運営推進会議設置運営に関して

平素より、本市福祉施策にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

各事業所におかれましては、運営推進会議の設置、運営にご尽力いただいているところですが、この会議については、指定基準等に則りながら、各事業所の責任の下で設置、運営をすることとなっています。

については、全国認知症グループホーム協会が作成された「運営推進会議設置運営要綱（モデル）」（別紙 1）を参考に、各事業所において規約等を制定していただき、適切に運営推進会議が設置、運営がなされるようお願いいたします。

あわせて、運営推進会議に関していただいた質問及び回答（別紙 2）について情報提供いたしますのでご確認ください。

担当：横浜市健康福祉局高齢施設課 作山、鴨野

(TEL) 045-671-3661

(FAX) 045-641-6408

(別紙2)

地域密着型サービス事業所における運営推進会議に関する質問及び回答について

質問	回答
オブザーバーは配置しないといけないか？	指定基準では、地域包括支援センター職員又は市町村職員を構成員に含め運営推進会議を設置することになっていますが、本市の状況を踏まえ、要領において地域包括支援センター職員がオブザーバーとして参加できることとしたところです。 欠席はやむを得ないとは思いますが、委員又はオブザーバーとして地域包括支援センター職員の参加をお願いします。
区がオブザーバー参加することは可能か？その場合、設置報告書に氏名を連ねるのか？	区がオブザーバー参加することは可能です。その際には、設置報告書に記載してください。
委員に大家さんをあてることは可能か？	運営推進会議の趣旨から、大家さんが「地域住民の代表」や「当該サービスに知見を有する者」等に該当しない場合は、委員とすることは好ましくないと考えます。
家族の代わりに、後見人を委員とすることは可能か？	可能と考えます。
委員（特に利用者や家族）は固定しないといけないのか？変更があった場合の届出は？	委員の任期は特に定めはありませんが、継続して参加いただきたいと思えます。なお途中で委員等が変更になった場合の変更届については検討中です。
委員の住所の範囲はあるか？	当該サービスに知見を有する者（他法人管理者、ボランティア、協力医療機関の医師、その他携わっている方等）の中には、当該事業所の近隣にお住まいではない方も想定されますが、委員の中に1名以上は当該事業所の地域住民の方から選出されるようお願いします。
定足数はあるか？ また、欠席があった場合、事前に資料を送付し、意見を徴することで出席扱いとしてよいか？	議決等をする場ではないので、定足数の定めはありません。できるだけ委員の方が参加できるよう、日程調整をしていただきたいと思えます。 なお、あらかじめ欠席がわかっている場合には、事前に資料を送付し意見を徴することは、差し支えありません。
運営推進会議が設置、開催できない事業所に対する減算規定はあるか？	減算規定はありませんが、指定基準違反となるので指導、監査の対象となります。

(別紙1)

グループホーム〇〇運営推進会議設置運営要綱 (モデル)

(全国認知症高齢者グループホーム協会作成)

(目的)

第1条 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第百八条に基づき、利用者や家族、関係機関などからの要望、助言等を聞き、また「グループホーム〇〇」が提供しているサービスを明らかにすることにより、サービスの質の確保・向上を図ることを目的として、「グループホーム〇〇運営推進会議」(以下「会議」といいます。)を設置する。

(組織)

第2条 会議は委員●名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから事業所長が委嘱する。

- (1) 利用者
- (2) 利用者の家族
- (3) 地域住民の代表
- (4) 〇〇市(区町村)職員又は地域包括支援センター職員
- (5) 認知症対応型共同生活介護事業について知見を有する者(地域住民代表と兼務可)

3 委員の任期は●年とし、再任を妨げない。

(開催)

第3条 会議の開催方法は次のとおりとする。

- (1) 会議は、原則として、2ヶ月に1回開催します。但し、委員などが必要と認めた場合は、臨時会議を随時開催するものとする。
- (2) 会議は事業所長が召集する。
- (3) 会議の進行は事業所にて行う。

(議題)

第4条 会議の議題は次のとおりとする。

- (1) 施設における利用者の状況、サービス提供の状況
- (2) サービスの評価
- (3) サービスへの要望、助言など
- (4) その他特に必要と認められた事項

(通知方法等)

第5条 会議開催の通知方法等は次のとおりとする。

- (1) 会議開催通知は、書面配布、館内掲示等により行う。

(2) 開催通知には、開催日、議事内容、報告事項及びその他意見交換事項を含む。

(記録の作成及び公表)

第6条 会議の議事については、開催の都度報告事項、評価、要望、助言、出席者の発言等の記録を作成し、各委員に送付するとともに事業所内において閲覧できるようにする。

(守秘義務)

第7条 守秘義務については次の通りとする

- (1) 運営推進会議メンバーは、会議において知り得た利用者及び家族の情報を他に漏らすことをしてはいけない。
- (2) 運営推進会議メンバーに関する個人情報、行政監査、介護サービス情報等における氏名等の最小限の情報提供以外は同意無しに公表される事は無い。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、事業者において処理する。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

平成19年度 実地指導の状況について

(認知症対応型共同生活介護)

1 実地指導状況（平成20年3月1日現在）

84事業所

- ・開設後第1回目（局区合同実施）：48事業所
- ・開設後第2回目以降（区単独実施）：36事業所

2 実地指導内容

(1) 運営指導

ア 高齢者虐待防止、身体拘束禁止に向けての取り組みについて

イ アセスメントからケアプラン作成・変更に至るケアマネジメントの取り組みについて

(2) 報酬請求指導

(3) その他指定基準に関して

3 指導事例

(1) 書類整備に関して

	指導内容	根拠規定
1	・従業者との雇用契約書、利用者との利用契約書、重要事項説明書等の書類について、日付漏れや印漏れがないように整備すること。	
2	・従業者が業務上知り得た利用者や家族の情報を、退職後も含めて漏洩しない旨を、雇用契約書や誓約書等で取り交わしておくこと。	指定基準第34条第2項
3	・利用者や家族の個人情報を、サービス担当者会議等で使用することについて、個人情報使用同意書等で同意を得ておくこと。	指定基準第34条第3項
4	・介護保険被保険者証に、入居年月日、グループホームの名称、退居年月日（退居時）を記載すること。	指定基準第95条第1項

(2) ケアプランに関して

	指導内容	根拠規定
1	・個々の利用者の特性に応じた個別・具体的なケアプランを作成すること。	

	指導内容	根拠規定
2	・利用者や家族に対して、ケアプランの内容を説明し、同意を得ること。また、それを交付すること。	指定基準第98条
3	・利用者に関わる合意形成のための話し合いの場としてのケアカンファレンスを、定期的にまた必要に応じて開催すること。	
4	・ケアプラン内容の有効性について検証し、適切に評価すること。	
5	・定期的に、また状態の変化などに対応して、ケアプランの見直しを行うこと。	

(3) 報酬請求、利用料に関して

	指導内容	根拠規定
1	・協力医療機関への通院介助料（人件費、交通費、駐車場代）については、介護報酬に含まれていることから、利用者の負担としないこと。	
2	・居宅療養管理指導を除く他の居宅サービス（通所介護、福祉用具貸与・購入等）を入居者の負担により利用させてはならないこと。	指定基準第99条
3	・医療連携体制加算については、重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居者、その家族に対して、指針の内容を説明し、同意を得ること。	

(4) その他

	指導内容	根拠規定
1	・年に1回、自己評価及び外部評価を実施すること。また、その結果を事業所内の見やすい場所に掲示するほか、入居者や家族に説明し、提供すること。	指定基準第97条 厚労省通知（H18.10.17付 老計発第1017001号）
2	・事故が発生した場合、速やかに家族に連絡するとともに、健康福祉局へ事故報告書を提出すること。	指定基準第38条
3	・運営推進会議を設置し、開催をすること。	指定基準第85条
4	・防災訓練等を定期的実施すること。	指定基準第57条

平成19年度介護保険事業者調査の実施結果について

この度、平成19年度に実施した実地調査の結果から、事業所のみなさんに注意していただきたい事例をまとめました。

については、当資料を参考に各事業所において再点検するとともに、不備な点については速やかに改善してください。

○ 調査実施対象

- (1) (介護予防)認知症通所介護事業所 5事業所
 (2) (介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所 2事業所

○ 根拠法令

介護保険法第23条及び第76条

○ 指導事例

サービス名	
項目	
	指 導 事 例
	根 拠 法 令 等【抜粋】
(介護予防)認知症通所介護	
従業者の員数等	
1	生活相談員が提供時間を通じて1以上配置されていない日があった。 (介護予防)認知症通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら(介護予防)認知症通所介護の提供にあたる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数 【地域密着型サービス 基準省令 第42条】 【地域密着型介護予防サービス 基準省令 第5条】
サービスの提供の記録	
1	サービス提供記録等からサービス時間が不明であった。 (介護予防)認知症対応型通所介護を提供した際には、提供日、内容、具体的なサービス内容等を記録する。 【地域密着型サービス 基準省令 第20条】 【地域密着型介護予防サービス 基準省令 第21条】
認知症対応型通所介護計画の作成	
1	認知症対応型通所介護計画が作成されていない利用者や認知症対応型通所介護計画の内容について、利用者の同意した日付が不明なものがあった。 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成する。 【地域密着型サービス 基準省令 第52条】
2	内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得なければならぬ。 【地域密着型サービス 基準省令 第52条】
請求・加算関係	
1	提供されるサービス以外のサービスについても提供時間として介護報酬を請求していた。 認知症対応型通所介護計画に位置づけられた内容により、標準的な時間により介護報酬を算定する。 【老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の3(1)】
2	口腔機能向上加算等が居宅サービス計画に位置づけられていなかった。 サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われること。 【老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号】
3	口腔機能向上加算等の記録が利用者ごとでなく1冊のファイルで綴られていた。 利用者ごとに口腔機能等を把握すること。 【老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号】

サービス名

項目		指 導 事 例	根 拠 法 令 等【抜粋】
(介護予防)小規模多機能型居宅介護			
従業者の員数等			
1	雇用契約書の雇用期間等が見記入のものがあつた。		<p>小規模多機能型居宅介護で必要となるサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別等、各事業所で定めた諸条件を踏まえたうえで、職員を確保しなければならない。</p> <p>【地域密着型サービス 基準省令 第63条】 【地域密着型介護予防サービス 基準省令 第44条】</p>
内容の手続きの説明及び同意			
1	契約書について、契約期間の未記入や個人情報使用同意書の使用期間等の未記入の者があつた。		<p>事業者は、あらかじめ利用申込者等に当該事業所の重要事項に関する規程の概要について、わかりやすい説明を行い、同意を得なければならない。</p>
2	介護予防小規模多機能型居宅介護の契約書が作成されて居なかつた。		<p>【地域密着型サービス 基準省令 第9条】 【地域密着型介護予防サービス 基準省令 第11条】</p>
運営規程等			
1	重要事項説明書については、申請当時のものであり、現状の人員体制と違つていた。		<p>事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>【地域密着型サービス 基準省令 第81条】 【地域密着型介護予防サービス 基準省令 第57条】</p>
掲示			
1	事業所の見やすい場所に運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制、利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項が掲示されていなかった。		<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要や介護従業者の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければなりません。</p> <p>【地域密着型サービス 基準省令 第33条】 【地域密着型介護予防サービス 基準省令 第32条】</p>

介護給付の適正化について

横浜市では、介護保険運営の安定を図るため、保険給付の適正化に取り組んでおり、平成 20 年度から以下の事業を実施します。

各事業者におかれましては、法令を遵守し、正確な介護報酬の請求を行ってください。必要に応じて、介護保険法に基づき実地指導等を行います。

1 現在行っている給付適正化事業

- (1) 居宅介護（介護予防）支援初回加算縦覧チェック
- (2) 介護保険施設等及び医療機関に入所・入院中のサービス利用確認
- (3) 算定期間回数制限縦覧チェック
- (4) 居宅介護支援請求に対するサービス実施状況の確認

2 新たに実施する事業

- (1) 給付費通知の送付
- (2) 介護給付実績と、要介護認定調査結果を突合
- (3) ケアプランチェック
- (4) 小規模多機能型居宅介護サービス費の請求チェック

- 介護報酬を請求しているが、月を通して、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用がない場合。（登録を解除するのが原則）

(12 月審査分)

被保険者番号	要介護区分	事業所名	通所	訪問	宿泊
●●●●●●●●●●●●●●	要介護 2	●●●●●	0	0	0
●●●●●●●●●●●●●●	要介護 4	●●●●●	0	0	0

- 1 回程度の利用であり、運営推進会議に通いサービス等の回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要である場合。

(12 月審査分)

被保険者番号	要介護区分	事業所名	通所	訪問	宿泊
●●●●●●●●●●●●●●	要介護 2	●●●●●	0	4	0
●●●●●●●●●●●●●●	要介護 4	▲▲▲▲▲	4	0	0

※ なお、本件については、市会での予算議決後に確定します。

(介護予防) 小規模多機能型 介護報酬請求チェック一覧表

平成20年 2月 12日

平成 19年 12月 審査分

この通知は、つぎの請求実績がある場合に出力されるものです。

- 通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用のない月であるにもかかわらず、介護報酬を請求している場合
- 週1回程度の利用であり、運営推進会議に通いサービス等の回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要である場合。

つきましては、当該月のサービス提供実績についてご確認いただき、実際のサービス提供実績と異なる場合には、表示されているサービス提供回数を見え消しで訂正し、サービス提供記録の写しを添付の上、報告期限までに下記宛先まで郵送にて回答してください。(週1回程度の利用である場合には、運営推進会議への報告と、評価を受けたことが分かる書類の写しの添付もお願いします。)

また、実際のサービス提供実績と突合している場合には、下記理由欄にサービス提供がなかった(週1回程度と)理由を記入してください。(運営推進会議への報告と、評価を受けたことが分かる書類の写しの添付をお願いします。)

理由：

基本情報

被保険者番号	要介護状態区分	サービス提供年月	事業所番号	事業所名称	請求単位数	通所	訪問	宿泊	合計	サービス実日数
						0	0	0	0	30
						0	0	0	0	30

[回答担当者氏名]

[電話番号]

[FAX番号]

一郵送回答先一

〒231-0017

横浜市中区港町1-1

横浜市役所健康福祉局介護保険課

担当:六川・木野知

報告期限

平成20年 月 日()~~〃~~切(厳守)

【参考】

- 平成 18 年 9 月 4 日 厚生労働省「介護保険制度改正 INFORMATION」vol.127 より抜粋

(問4 2) 入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。

(答)

登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

- 平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号第 2 の 4 より抜粋

4 小規模多機能型居宅介護費

(略)

制度上は、週 1 回程度の利用でも所定点数の算定は可能であるが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービス等の回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価をうけることが必要となるものである。

平成20年4月から高額医療・高額介護合算制度が始まります。

平成20年4月から、各医療保険（国民健康保険、健康保険組合などの社会保険（以下「被用者保険」といいます。）、後期高齢者医療制度）と介護保険の自己負担の1年間の合計額が一定額を超えた場合に、申請により超えた額が新たに「高額医療合算介護サービス費（高額介護合算療養費）」として支給される制度が始まります。

実際の支給が開始されるのは、平成21年10月以降になる予定です。

そのため、平成20年4月から医療保険と介護保険それぞれでかかった領収書を保管しておくことが必要になります。利用者の方への周知をよろしく願いいたします。

なお、手続きなどその他の詳細については、今後も適宜お知らせしていきます。

◎支給要件

各医療保険における世帯内で、医療および介護の両制度ともに自己負担額がある世帯を対象とします。

◎支給対象者

被用者保険、後期高齢者医療制度、介護保険については、被保険者ごとに支給します。また、国民健康保険については世帯主に支給します。

* 4月からの領収書を保管しておく必要があります。

◎支給額の算出方法

$$\text{支給総額} = \text{世帯における医療・介護の自己負担額の年間合計額} (\ast 1) \\ - \text{世帯の負担限度額} (\ast 2)$$

※1 対象年度（毎年8月から翌年7月）の医療保険および介護保険に係る自己負担額を対象とします。（施行初年度の平成20年度は経過措置があり、計算期間（毎年8月から翌年7月）の途中の4月1日から制度が施行されることから、平成20年度については4月1日から平成21年7月31日までの16ヶ月間の合計になり、負担限度額は通常の額を12で除し、16を乗じた、4/3倍の額になります。）

※2 対象年度の末日における加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用します。

◎その他

現行の高額介護サービス費については、変更ありません。

【高額医療・高額介護合算制度における世帯の負担限度額（予定）】

（8月1日から翌年7月31日までの通常の12ヶ月間の場合）

		後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険又は国民健康保険+介護保険 (70~74歳の者がいる世帯)	被用者保険又は国民健康保険+介護保険 (70歳未満の者がいる世帯)
		現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円
一 般		56万円	56万円	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	19万円	

初年度（平成20年度）の経過措置による負担限度額

（4月1日から翌年7月31日までの16ヶ月間の場合。上記の表の4/3倍）

		後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険又は国民健康保険+介護保険 (70~74歳の者がいる世帯)	被用者保険又は国民健康保険+介護保険 (70歳未満の者がいる世帯)
		現役並み所得者 (上位所得者)	89万円	89万円
一 般		75万円	75万円	89万円
低所得者	Ⅱ	41万円	41万円	45万円
	Ⅰ	25万円	25万円	

*なお、以上については現時点での情報であり、今後、内容の変更があり得ることを申し添えます。

問い合わせ先 健康福祉局介護保険課 電話 045-671-4255 FAX 045-681-7789

高齢者虐待防止法の目的

第1章（総則）

第1条（目的）

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、**高齢者の尊厳の保持**にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**高齢者の権利利益の擁護**に資することを目的とする。

2008/2/25

0

高齢者、養護者の定義

第2条（定義）

この法律において「高齢者」とは、**65歳以上の者**をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に介護する者であって養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。



2008/2/25

1

養護者による高齢者虐待の定義

養護者による高齢者虐待

1

①身体的虐待

②介護・世話
の放棄・放任

③心理的虐待

④性的虐待

2 経済的虐待

1 **養護者**が高齢者に行う次の行為（第2条第4項）

①高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、同居人による①、②、④と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。

③高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④高齢者にわいせつな行為をし、させること。

2 **養護者・親族**が高齢者の財産を不当に処分するなど高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2008/2/25

2

養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

養介護施設従事者等による高齢者虐待

= 専門職による虐待

①身体的虐待

②介護・世話
の放棄・放任

③心理的虐待

④性的虐待

⑤経済的虐待

1 老人福祉施設等の業務に従事する者が、入所・利用者に行う次の行為（第2条第5項）

①高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④高齢者にわいせつな行為をし、させること。

⑤高齢者の財産を不当に処分するなど高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2008/2/25

3

養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

老人福祉施設等

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター、老人居宅生活支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

2008/2/25

4

高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務（1）

横浜市の役割

高齢者虐待防止法では、高齢者の虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。

■養護者による高齢者虐待について

- ①高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（法第6条）
- ②通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待協力者と対応について協議（法第9条第1項）
- ③老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（法第9条第2項）
- ④立入調査の実施（法第11条）
- ⑤立入調査の際の警察署長に対する援助要請（法第12条）
- ⑥老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限（法第13条）
- ⑦養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（法第14条）
- ⑧専門的に従事する職員の確保（法第15条）
- ⑨関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（法第16条）
- ⑩対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（法第18条）

2008/2/25

5

高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務（2）

■養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- ①対応窓口の周知（法第21条第5項、法第18条）
- ②通報を受けた場合の事実確認等
- ③養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告（法第22条）
- ④高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適正な行使（法第24条）

■財産上の不当取引による被害防止

- ①養護者、親族又は養介護従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
- ②財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務（3）

保健・医療・福祉 関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚して、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります（法第5条）。

第7条（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該**高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければなりません。**

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に**通報するよう努めなくてはなりません。**

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等

第3章（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等）

第21条（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設または養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらのものが行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

2008/2/25

8

介護保険法における地域支援事業（包括的支援事業）

■介護保険法第115条の38第1項第4号

「高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の高齢者の権利擁護のための必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられています。

地域包括支援センター

に委託をし実施

具体的には、

日頃から高齢者の実態把握を行い、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待に関する相談を受けた場合、速やかに当該高齢者を訪問して状況を把握し区福祉保健センターに相談したり、虐待を止めるための具体的な介入、再び起こらないための防止活動、予防のための継続的かつ専門的な支援を行うことが期待されています。

2008/2/25

TEL: 671-3413 FAX: 671-2356

9

横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉課

【発信元】

地域包括支援センターにおける総合相談支援・権利擁護

(1) ねらい

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、介護保険サービスや医療サービスにとどまらず、ボランティア活動や助け合いなども含む様々な社会資源の利用につなげる等の支援を行うこと。

2008/2/25

10

地域包括支援センターにおける総合相談支援・権利擁護

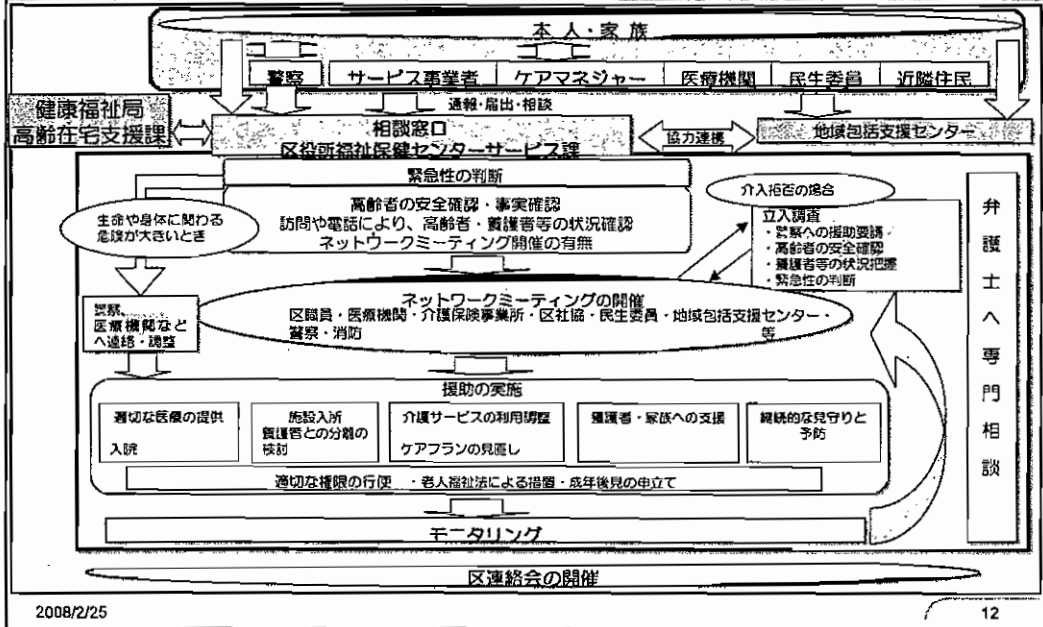
(2) 業務

- ①地域における様々な関係者とのネットワーク構築
- ②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援
- ④特に権利擁護の観点からの対応が必要な者への対応などの支援
 - ・成年後見制度の活用
 - ・老人福祉施設への措置
 - ・虐待への対応
 - ・その他の困難事例への対応
 - ・消費者被害への防止

2008/2/25

11

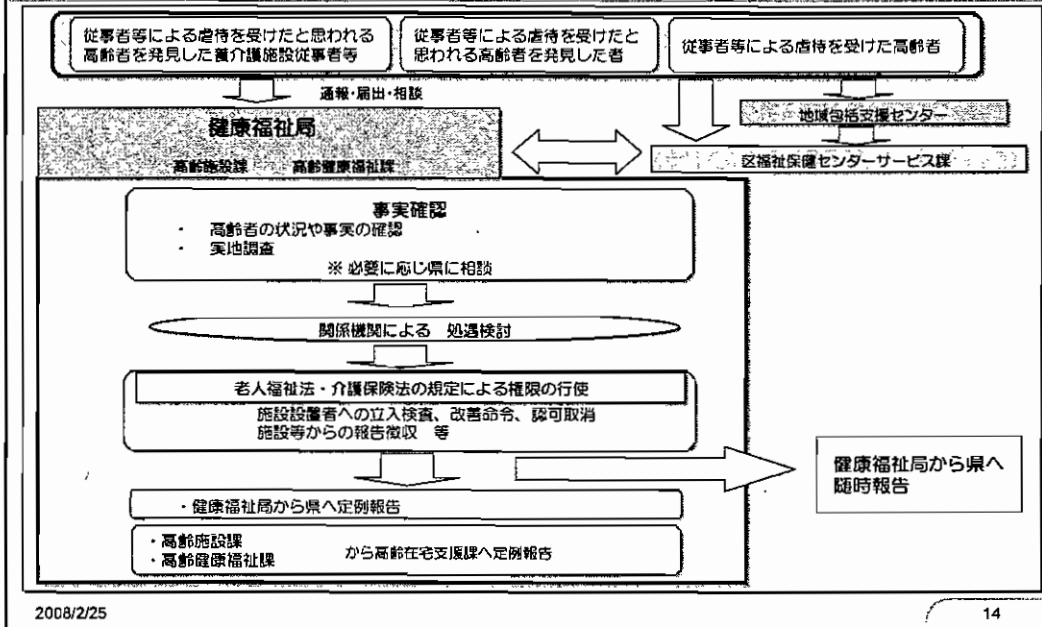
養護者による高齢者虐待への対応の流れ



高齢者虐待相談窓口（1）

区	窓口担当	TEL	FAX
鶴見	高齢者支援担当	510-1775	510-1897
神奈川	福祉保健相談係	411-7097	324-3702
西	福祉保健相談係	320-8401	290-3422
中	高齢者支援担当	224-8167~8169	224-8159
南	福祉保健相談係	743-8213~8214	714-7989
港南	高齢者支援担当	847-8415	845-9809
保土ヶ谷	高齢者支援担当	334-6328	331-6550
旭	高齢者支援担当	954-6125	955-2675
磯子	高齢者支援担当	750-2417	750-2540
金沢	福祉保健相談係	788-7777	786-8872
港北	高齢者支援担当	540-2327	540-2396
緑	高齢者支援担当	930-2311	930-2310
青葉	高齢者支援担当	978-2449	978-2416
都筑	福祉保健相談係	948-2303	948-2309
戸塚	高齢者支援担当	866-8439	881-1755
栄	高齢者支援担当	894-8415	893-3083
泉	サービス課	800-2434	800-2513
瀬谷	福祉保健相談係	367-5731	364-2346

養介護施設従事者等による虐待への対応の流れ



高齢者虐待相談窓口（2）

養介護施設・養介護事業	連絡先	TEL	FAX	
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 老人短期入所事業 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 認知症対応型老人共同生活援助事業	(介護予防)短期入所生活介護 (介護予防型)短期入所療養介護 (介護予防)通所リハビリテーション(老健併設) (介護予防)特定施設入居者生活介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	高齡施設課	671-3923	641-6408
老人デイサービスセンター 老人福祉センター 老人居宅介護等事業 老人デイサービス事業 小規模多機能型居宅介護事業 (介護予防)訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)居宅療養管理指導 (介護予防)通所介護 (介護予防)通所リハビリテーション(老健併設以外) (介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売	夜間対応型訪問介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援事業 介護予防支援事業	高齡健康福祉課	671-2356	681-7789

2008/2/25 15

高齢者虐待の対応状況（横浜市：平成18年度）①

1 相談・通報対応件数 720件

(1) 相談・通報者（複数回答）

- ・家族・親族（28.5%）
- ・ケアマネジャー（23.1%）
- ・被虐待高齢者本人（15.6%）
- ・地域包括支援センター（12.2%）
- ・医療機関（7.1%）
- ・サービス事業者（3.7%）
- ・民生委員（2.2%）
- ・福祉施設（1.8%）
- ・地域住民（1.7%）
- ・行政職員（1.4%）
- ・警察（0.8%）

(2) 虐待の種別・類型（複数回答）

- ・身体的虐待（54.6%）
- ・心理的虐待（23.6%）
- ・経済的虐待（21.4%）
- ・介護等放棄（20.7%）
- ・性的虐待（0.0%）

(3) 被虐待高齢者の性別

- ・女性（66.7%）
- ・男性（33.3%）

2008/2/25

16

高齢者虐待の対応状況（横浜市：平成18年度）②

2 虐待と判断した事例 76件

(1) 虐待の種別・類型（複数回答）

- ・身体的虐待（67.1%）
- ・介護等放棄（40.8%）
- ・心理的虐待（36.8%）
- ・経済的虐待（35.5%）
- ・性的虐待（0.0%）

(2) 被虐待高齢者の性別

- ・女性（66.7%）
- ・男性（33.3%）

(3) 被虐待高齢者の要介護度

- ・要支援1（1.3%）
- ・要支援2（2.7%）
- ・要介護1（22.7%）
- ・要介護2（10.7%）
- ・要介護3（14.7%）
- ・要介護4（25.3%）
- ・要介護5（16.0%）
- ・自立（2.7%）
- ・不明（5.3%）

(4) 被虐待高齢者の認知症の有無

- ・有（71.4%）
- ・無（15.7%）
- ・不明（12.9%）

(5) 被虐待高齢者の認知症の有無

- ・有（71.4%）
- ・無（15.7%）
- ・不明（12.9%）

2008/2/25

17

高齢者虐待の対応状況（横浜市：平成18年度）③

2 虐待と判断した事例 76件

(1) 虐待者との関係（複数可）

- ・息子（41. 8%） ・娘（16. 5%） ・夫（15. 2%） ・妻（7. 6%）
- ・息子の配偶者（嫁）（7. 6%） ・娘の配偶者（婿）（1. 3%）

(2) 虐待への対応策

① 分離の有無

- ・有（44. 7%） ・無（40. 8%） ・対応について検討中（14. 5%）

② 分離事例の内訳

- ・介護保険サービスの利用（契約）（47. 1%）
- ・やむを得ない事由等による措置（29. 4%）
- ・医療機関への一時入院（11. 8%） ・その他（11. 8%）

③ 分離していない事例の内訳（複数可）

- ・養護者に対する助言・指導（73. 5%）
- ・ケアプラン見直しによりサービスの継続的利用（47. 1%）
- ・養護者自身が介護負担軽減のためのサービス利用（44. 1%）
- ・被虐待高齢者がサービスを新たに利用（23. 5%）

高齢者虐待の対応状況

（平成18年度：養介護従事者等）

(1) 相談・通報対応件数 9件

(2) 相談・通報者

- ・当該施設職員（3人） ・親族（1人） ・医師（1人）
- ・不明（匿名含む）（4人）

(3) 事実確認を行った事例 9件

- ・任意協力による訪問調査による事実確認 9件
- ・虐待ではないと判断した事例 4件

(4) 事実確認の対象となった養介護施設・事業所の種別

- ・介護老人保健施設 4か所
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 3か所
- ・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 2か所

介護保険施設における身体拘束

身体拘束とみなされる11の行為

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからすり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がり能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限する為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2008/2/25

20

介護保険施設における身体拘束（原則禁止）

生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限る

○ 3原則の遵守

下記の三つの原則のうち一つでも欠けていた場合には、拘束は許されません。

■ 切迫性（緊急的に拘束が必要である。）

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

■ 非代替性（他に方法が見つからない。）

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

■ 一時性（拘束する時間を限定的に定める。）

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2008/2/25

21

緊急やむを得ない場合の判断（留意事項）

1. 「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、**施設全体で判断**することが必要です。
2. 身体拘束の内容、目的、時間、期間などを**高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求める**ことが必要です。
3. 介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する**記録の作成**が義務づけられています。

2008/2/25

22

施設内虐待に関する全国調査（平成19年2月）

(1) 調査内容

- 実施機関：認知症介護研究・研修仙台センター（厚生労働省研究事業）
- 実施期間：平成18年4月～12月の実態について平成19年2月実施
- 対象：全国の特別養護老人ホーム及び老人保健施設、9082施設
現場責任者及び介護職員
- 有効回答率：現場責任者22%、介護職員21%

(2) 調査結果

- ①虐待事例：498件（市町村が把握した件数（53件）の約10倍）
- ②虐待の内容：心理的虐待190件、身体的虐待131件、身体拘束108件
介護・世話の放棄81件、
- ③虐待要因：性格的な問題47%、虐待に関する知識や意識の不足43%
- ④特記事項
 - ・介護職員の3人に2人が高齢者虐待防止法の内容を知らなかった
 - ・介護経験3年未満の職員の2割が高齢者虐待防止法の存在自体を知らなかった
 - ・通報者：介護職員1%、現場責任者7%

2008/2/25

23

介護保険を利用して支払った費用の一部は医療費控除の対象になります

平成20年1月
横浜市

○ 医療費控除の対象となる介護保険サービスは次のとおりです。

◇在宅サービスを利用している方◇

① 次のいずれかの医療系サービスを利用している

- ・ 訪問看護、介護予防訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ・ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- ・ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- ・ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

いいえ

医療費控除の対象
になりません

はい

② 上記①のサービスと併せて、ケアプランに基づいた次のいずれかの福祉系サービスを利用している

- ・ 訪問介護（生活援助が中心である場合は除く）、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ・ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ・ 通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- ・ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

はい

①で利用しているサービスの「1割の自己負担」、(介護予防)短期入所療養介護の利用による「滞在費・食費」、(介護予防)通所リハビリの利用による「食費」及び②で利用しているサービスの「1割の自己負担」が医療費控除の対象です

いいえ

①で利用しているサービスの「1割の自己負担」、(介護予防)短期入所療養介護の利用による「滞在費・食費」及び(介護予防)通所リハビリの利用による「食費」が医療費控除の対象です

◇施設サービスを利用している方◇

① 特別養護老人ホームに入所している

はい

「1割の自己負担と部屋代及び食費」を合計した金額の1/2が医療費控除の対象です

② 介護老人保健施設または介護療養型医療施設に入所している

はい

「1割の自己負担と部屋代及び食費」を合計した金額が医療費控除の対象です

—ご注意—

※ 医療費控除を受けるためには、サービス事業者が発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された「居宅サービス等利用料領収証」、「指定介護老人福祉施設等利用料等領収証」などが必要です。

※ 高額介護サービス費による払い戻しを受けているときは、払い戻された金額を除いた額が医療費控除の対象になります。

※ 「横浜市在宅サービス利用者負担助成」や「社会福祉法人による利用者負担軽減」により「1割の自己負担」などが減額されている方は、減額後の金額が医療費控除の対象になります。

※ 介護保険サービスを利用したときに、併せて支払っている「日常生活費」や「特別な部屋代」、「特別な食事代」などは医療費控除の対象にはなりません。

○ 次のサービスは医療費控除の対象になりません。

- ・認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
- ・特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入
- ・住宅改修、介護予防住宅改修

○ 介護保険サービス以外の福祉サービスにおける医療費控除について

1. おむつに係る費用

6か月以上寝たきりの人のおむつ代（紙おむつの購入費及び貸しおむつの賃借料）は、**主治医が発行した「おむつ使用証明書」**があれば医療費控除の対象になります。

医療費控除の申告に必要な領収証には、**おむつを使う人の名前と大人用のおむつ代**であることが明記されている必要があります。

なお、**おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降**のときは、おむつを利用している方が要介護認定を受けていて、その**認定内容が一定の条件に該当すれば**、「おむつ使用証明書」がなくても、要介護認定を行った区役所サービス課が発行する**「主治医意見書記載内容確認書」**を使って医療費控除の申告を行うことができます。

2. 横浜市で提供しているその他の福祉サービス

横浜市のサービスとして行っている在宅生活支援ホームヘルプ、自立支援ホームヘルプ及び日常生活用具（紙おむつを除く）の自己負担については、医療費控除の対象になりません。

○ 医療費控除とは

自分自身や生計を一にする配偶者その他の親族のために、その年に支払った医療費が一定の金額以上の場合に所得控除を受けることができます。控除額は、次の式で計算した金額（最高200万円）です。

<控除額 = (実際に支払った医療費の合計 - ①の金額) - ②の金額>

①保険金などで補てんされる金額

②10万円（その年の所得金額の合計が200万円未満の人はその5%の金額）

○ 医療費控除を受けるための手続き

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書に以下の書類を添えて税務署へ提出してください。

①その年分の所得税額を証明するもの（源泉徴収票など）

②領収証（その年の1月1日～12月31日までに支払った分）やおむつ使用証明書などの証明書
<申告に関するお問い合わせ先>

税務署	対象区	電話番号
鶴見税務署	鶴見	521-7141
横浜中税務署	西・中	651-1321
保土ヶ谷税務署	保土ヶ谷・旭・瀬谷	331-1281
横浜南税務署	南・磯子・金沢・港南	789-3731

税務署	対象区	電話番号
神奈川税務署	神奈川・港北	544-0141
戸塚税務署	戸塚・栄・泉	863-0011
緑税務署	緑・青葉・都筑	972-7771

◇このちらしの内容についてのお問い合わせ先◇

- ・介護保険サービスに関する医療費控除について（健康福祉局介護保険課 電話671-4255）
- ・介護保険サービス以外の福祉サービスに関する医療費控除について（健康福祉局高齢在宅支援課 671-4074）

※高齢者の所得税、市民税・県民税の障害者控除については、別チラシ（「高齢者の障害者控除認定書の発行について」）をご覧ください。

高齢者の障害者控除

認定書の発行について

65歳以上の方で、聴たきりや身体障害者等に準ずる方で福祉保健センター長の認定を受けた場合は、所得税などの軽減措置が受けられます。

障害者控除の認定は、各区役所サービス課福祉保健相談係で行っています。
詳しい内容については、裏面の問合せ先に確認してください。

障害者控除の対象となる方

納税義務者本人又は、納税義務者の控除対象配偶者、扶養家族が、年齢 65 歳以上で、下の表の①～⑤に該当し、福祉保健センター長の認定を受けた場合は、障害者控除の対象となります。

◎障害者控除等の概要

区分	障害者控除	特別障害者控除
対象者	①身体障害者(3～6級)に準ずる方 ②知的障害者(軽度・中度)に準ずる方	③身体障害者(1～2級)に準ずる方 ④知的障害者(重度)に準ずる方 ⑤6ヶ月程度以上ねたきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある方
所得税の控除額	所得金額から 27 万円が控除されます	所得金額から 40 万円が控除されます
市民税・県民税の控除額	所得金額から 26 万円が控除されます	所得金額から 30 万円が控除されます

※ 控除対象となる配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は同居特別障害者加算があります(所得税: 35 万円、市民税・県民税: 23 万円)。

問い合わせについて(裏面参照)

- 1 **障害者控除認定**についてのお問い合わせ先
各区サービス課福祉保健相談係(裏面1参照)
- 2 **所得税の障害者控除等**についてのお問い合わせ先
各所管の税務署(裏面2参照)
※所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当
- 3 **市民税・県民税障害者控除等**についてのお問い合わせ先
各区税務課(裏面3参照)

○お問い合わせ先

1. 各区サービス課福祉保健相談係（障害者控除の認定について）

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
鶴見	510-1768	保土ヶ谷	334-6382	青葉	978-2444
神奈川	411-7097	旭	954-6115	都筑	948-2301
西	320-8401	磯子	750-2491	戸塚	866-8429
中	224-8161	金沢	788-7773	栄	894-8409
南	743-8213	港北	540-2317	泉	800-2430
港南	847-8457	緑	930-2308	瀬谷	367-5713

2. 税務署（所得税の障害者控除について）

税務署名	対象区	電話番号
鶴見税務署	鶴見	5 2 1 - 7 1 4 1
横浜中税務署	西・中	6 5 1 - 1 3 2 1
保土ヶ谷税務署	保土ヶ谷・旭・瀬谷	3 3 1 - 1 2 8 1
横浜南税務署	南・磯子・金沢・港南	7 8 9 - 3 7 3 1
神奈川税務署	神奈川・港北	5 4 4 - 0 1 4 1
戸塚税務署	戸塚・栄・泉	8 6 3 - 0 0 1 1
緑税務署	緑・青葉・都筑	9 7 2 - 7 7 7 1

3. 各区税務課（市民税・県民税の障害者控除について）

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
鶴見	510-1711	保土ヶ谷	334-6241	青葉	978-2241
神奈川	411-7041	旭	954-6041	都筑	948-2261
西	320-8343	磯子	750-2351	戸塚	866-8351
中	224-8191	金沢	788-7744	栄	894-8350
南	743-8141	港北	540-2268	泉	800-2351
港南	847-8351	緑	930-2261	瀬谷	367-5651

※ 要介護認定と障害者控除認定は判断基準が異なるものであるため、要介護認定を受けた方が、必ずしも障害者控除認定の対象になるとは限りません。
また、要介護認定を受けていない方であっても、障害者控除の認定の対象となる場合があります。

※ 医療費控除については、別のチラシをご覧ください。

介護保険事業者向け情報提供用メール配信サービスの登録について

横浜市では、介護保険事業者のみなさまに、より円滑かつ確実に情報提供していくことを目的として、従来から電子メールを使用した「介護保険事業者向けメール配信サービス」を導入しています。

1 メール配信サービスの概要

- (1) 情報提供については、必要に応じて随時行います。
- (2) 必要な資料については、原則としてファイル（WORD・EXCEL・PDF など）を添付して送りますが、場合によってはホームページに掲載したうえで、掲載しているホームページのアドレス等を紹介します。
- (3) インターネットや電子メールが利用できる環境（携帯電話は除きます。）が整っていれば、各事業所で特別の費用はかかりません。

2 対象事業

- (1) 夜間対応型訪問介護
- (2) 認知症対応型通所介護（予防を含む）
- (3) 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- (4) 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【平成 20 年 3 月 3 日現在 指定事業所なし】

3 登録方法

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部のホームページで、随時、登録申請していただきます。
次のアドレスにアクセスして、説明手順に沿って行ってください。

<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/kourei/jigyousya/mailhaishin/index.html>

4 その他

ご登録いただいていない事業所につきましては、平成 20 年 3 月 10 日までに登録してください。横浜市からの情報提供は電子メールで行うこととし、FAX 等による情報提供はいたしません。

また、お問い合わせは、下記のお問合せ先までお願いします。

【問合せ先】

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

担当：小堀

TEL：045(671)2356

FAX：045(681)7789



事務連絡
平成19年12月26日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局総務課

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等に基づく適切な対応について

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年5月に「短時間労働者等の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第72号）」が成立し、その後、労働政策審議会における調査審議の上、本年10月1日に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成19年厚生労働省令第121号）及び「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」（平成19年厚生労働省告示第326号）が公布又は告示され、これらについては平成20年4月1日からの施行を予定しているところです（別添参照）。

今後、事業主は、その雇用する短時間労働者について、就業の実態等を考慮し、上記法律等に定められている措置を講ずることが求められることとなりますが、法が着実に履行されるよう、所管の社会福祉法人や関係団体等に対し、この旨周知していただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

<問い合わせ先>

社会・援護局

総務課企画法令係

電話 03-5253-1111（内線2815）

FAX 03-3503-3099

トピックス

パートタイム労働法が変わります！ ～平成20年4月1日施行～ ～パートタイム労働者の♥ハート♥に応えていよいよスタート！～

少子高齢化、労働力減少社会で、パートタイム労働者がその能力をより一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正されました。施行は平成20年4月1日からです。

○[主な改正内容](#)

[改正パートタイム労働法関連資料](#)

○[パンフレット「パートタイム労働法が変わります！」](#)

○[リーフレット「パートタイム労働法が変わります！」](#)

○[パートタイム労働者就業規則の規定例](#)(Word:115KB)
(PDF:229KB)

○[雇入通知書例](#)(Word:135KB)(PDF:151KB)

○[短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律
\(平成19年法律第72号\)](#)

[概要](#)

[条文](#)(PDF:130KB)

[新旧対照条文](#)(PDF:165KB)

[改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律\(平成20年4月1日時点の条文\)](#)
(PDF:470KB)

○[短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令\(平成19年厚生労働省令第121号\)](#)

[条文](#)(PDF:174KB)



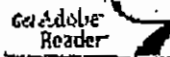
[新旧対照条文\(PDF:335KB\)](#)

[改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則\(平成20年4月1日時点の条文\)\(PDF:372KB\)](#)

○事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針(平成19年厚生労働省告示第326号)(PDF:138KB)

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。
Adobe Readerは無料で配布されています。

(次のアイコンをクリックしてください。)



[トップへ](#)

[トピックス](#) [厚生労働省ホームページ](#)